

令和5年度盛岡市ヘルステック産業クラスター活動支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月9日

1 趣旨

盛岡市（以下「発注者」という。）は、「令和5年度盛岡市ヘルステック産業クラスター活動支援業務委託」（以下「本業務委託」という。）の委託候補者の選定に関し、この公募型プロポーザル実施要領に基づき、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和5年度盛岡市ヘルステック産業クラスター活動支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

(4) 見積限度額

3,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）。

3 参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

(1) 盛岡市内に事業所等を有するか、本業務委託開始前までに市内に事業所等を設置する予定があること。

(2) 「盛岡市ヘルステック産業振興戦略」の趣旨を充分理解し、令和6年度以降も自立してヘルステック産業に係るクラスターの管理を実施する計画を有していること。

(3) 近隣の産業支援施設と連携した事業実施に対応する能力を有し、本業務委託と同様の業務を実施した実績があること。

(4) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者

ウ 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納している者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者

オ 法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がある者

カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する者

キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

4 提出書類の交付

プロポーザルに関する資料の様式等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすること。

（盛岡市公式ホームページアドレス <https://www.city.morioka.iwate.jp/>）

5 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

実施要領等に関する質問票（様式第 1 号）

(2) 受付期間

令和 5 年 6 月 9 日（金）から 6 月 15 日（木）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにより担当課あて送付すること。

(4) 質問に対する回答方法

令和 5 年 6 月 16 日（金）までに盛岡市公式ホームページにて公表する。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

6 参加申込に関する事項

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第 2 号）… 1 部

イ 提案資格を有していることを証明する書類…各 1 部

・ 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）

・ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）の写し

- ・国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書
- ・直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第3号）

※直近とは納付期限が到来しているものを指す。

- ウ 申請する団体の役員等名簿（様式第4号）…1部
- エ 組織等に関する調書（様式第5号）…4部（正本1部、副本3部）
- オ 企画提案書（様式第6号）…4部
- カ 収支計画書（様式第7号）…4部
- キ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの…4部
- ク その他補足説明資料等（任意様式）…4部

(2) 受付期間

令和5年6月9日（金）から6月22日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ア 持参する場合の提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合の提出方法

書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの郵便とし、令和5年6月22日（木）午後5時までに担当課に到達するように送付すること。

(4) 提出書類作成上の注意

ア 企画提案書等の記載にあつては、記載事項をよく確認し、具体的に記載すること。

イ 企画提案書は、プロポーザル参加者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え、再提出及び撤回は認めない。

ウ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された書類は、返却しない。

(5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 見積限度額を超えるもの

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

- カ 提出期限を過ぎて提出されたもの
- キ その他、プロポーザルに関する条件に違反したもの

7 参加の取り下げ

参加申込後に申請を取り下げる場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

8 選考に関する事項

(1) 審査

ア 委託候補者の選定は、「令和5年度盛岡市ヘルステック産業クラスター活動支援業務委託公募型プロポーザル企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき、選考委員会の書面審査により行う。

イ 選考委員会の審査に際し、プロポーザル参加者の提案内容等に確認事項が生じた場合は、発注者は、当該プロポーザル参加者に対し質問票を送付し、回答を求める。なお、回答内容については、全ての選考委員に共有するものとする。

(2) 評価基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し評価する。

- ア 事業の妥当性(事業の目的を理解しているか)
- イ 事業の計画性・実現性・効果
- ウ 業務遂行能力(経理・労務の管理能力、実施体制等)
- エ 経費積算の妥当性

(3) 委託候補者の決定

発注者は、審査要領に定める選考委員会からの報告をもとに、委託候補者及び補欠順位を決定する。

(4) 結果通知

発注者は、委託候補者を決定した後、全てのプロポーザル参加者に文書で通知するとともに、盛岡市公式ホームページにて結果を公表する。

9 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 発注者は、盛岡市財務規則第121条に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取して契約を締結し、契約書を作成する。

イ 本業務委託の業務仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、発注者と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則第 125 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 公正なプロポーザルの確保について

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 書類の作成、提出等に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 提案者が 1 者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、委託候補者を特定する。

12 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）

盛岡市商工労働部ものづくり推進課立地創業支援室（担当：佐藤）

〒020-8531 盛岡市若園町 2 番 18 号（盛岡市若園町分庁舎 1 階）

電 話：019-626-7551

E-mail：monozukuri@city.morioka.iwate.jp